

広島県告示第百六十七号

平成三十年広島県告示第七百二号（平成三十一年度及び平成三十二年度において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成三十一年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 追加申請期間

1 窓口における申請

別表上欄のとおり

2 電子申請

別表各項上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各項下欄の日までに広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならぬ（それぞれの期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

別表

追加申請期間	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成三十一年五月一三日（月）から 平成三十一年五月一七日（金）まで	平成三十一年五月二四日（金）
平成三十一年七月一日（月）から 平成三十一年七月五日（金）まで	平成三十一年七月二日（金）
平成三十一年一〇月七日（月）から 平成三十一年一〇月一一日（金）まで	平成三十一年一〇月一八日（金）
平成三十一年二月三日（月）から 平成三十一年二月七日（金）まで	平成三十一年二月一四日（金）
平成三十一年五月一日（月）から 平成三十一年五月一五日（金）まで	平成三十一年五月二二日（金）
平成三十一年九月七日（月）から 平成三十一年九月一一日（金）まで	平成三十一年九月一八日（金）

**正誤**

平成三十年九月二十五日付け広島県報（定期）第七十五号に登載の広島県告示第七百二号（平成三十一年度及び平成三十二年において県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の様式の一部を次のように訂正する。

土木建築局建設産業課長

ページ	行	誤	正
110	別記様式第八号	<input type="checkbox"/> 役員だけの法人であるため。 <input type="checkbox"/> 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。 <input type="checkbox"/> その他の理由	<input type="checkbox"/> 役員だけの法人であるため。 <input type="checkbox"/> その他の理由

## 広島県告示第七百二二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六六十七條の五第一項及び第六六十七條の十一第二項の規定によつて、平成三十一年度及び平成三十二年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和二十七年法律第八十四号〕第十九條第三号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定め

た。

平成三十年九月二十五日  
広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 入札参加資格

別表第一上欄の希望業務の分野ごとに、同表下欄の希望業務の部門について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

#### 1 客観的審査事項

- (一) 年間平均実績高
- (二) 自己資本額
- (三) 有資格者数
- (四) 営業年数

#### 2 主観的審査事項

- (一) 県が発注した測量、建設コンサルタント等業務の業務成績
- (二) 県の指名除外の状況
- (三) 県発注測量、建設コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
- (四) 県発注測量、建設コンサルタント等業務における暴力団排除のための契約制限の状況
- (五) ISO9001の認証取得の有無
- (六) 測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の学習単位数
- (七) 建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の認定時間数
- (八) 建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の学習単位数
- (九) 障害者雇用の状況
- (十) 広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体としての認定（情報収集活動を行う者に限る。）の有無
- (出) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- (出) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無

(五) 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無  
(六) 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

(七) 広島県働き方改革実践企業認定制度登録の有無

(八) 県による優良建設コンサルタントとしての表彰の状況

## 二 入札参加資格の審査に係る申請手続

### 1 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

(一) 施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二条の規定による登録を受けていない者

(三) 直近二年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者

(四) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

(五) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から二十四か月を経過している者を除く。

(六) 次の(1)から(3)までに掲げる届出の義務を履行していない者

- (1) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出の義務
- (2) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務
- (3) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条の規定による届出の義務

### 義務

## 2 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請（県の使用に係る電子計算機「入出力装置を含む。以下同じ。」と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織「以下「電子申請システム」という。」を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

(一) 窓口における申請

### (1) 申請方法

別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げる提出先に持参して申請を行うものとする。

ア 登記簿上の本店を県内に有する者（以下「県内業者」という。）

登記簿上の本店の所在地を所管する広島県建設事務所（広島県西部建設事務所呉支所又は同事務所東広島支所の担当区域に登記簿上の本店を有する者については当該支所）

イ 前記ア以外の者（以下「県外業者」という。）

広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号。以下「建設産業課」という。）

(2) 申請期間

次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ア 県内業者

平成三十年十一月五日（月）から平成三十年十一月十六日（金）まで

イ 県外業者

平成三十年十一月二十六日（月）から平成三十年十一月三十日（金）まで

ウ 追加受付期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(二) 電子申請

(1) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第二各項の添付書類（第二項、第三項、第四項、第九項及び第十項のものを除く。）は、別に建設産業課に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請期間

平成三十年十一月一日（木）から平成三十年十一月二十二日（木）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成三十年十一月三十日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は申請全体を無効とする。）。

三 受付票の交付

前記二(一)に定めるところにより申請をした者に対しては、別記様式第六号による受付票を交付する。

四 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

#### 五 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成三十一年度及び平成三十二年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、平成三十三年度以降についても、その取消しの日から二十四か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすることができない。

#### 六 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成三十三年五月三十一日まで有効とする。ただし、平成三十三年六月一日以降においても平成三十三年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成三十三年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

#### 七 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて知事が定める。

別表第一

業 務 分 野		業 務 部 門
測量	建築関係建設コンサルタント	測量一般
		地図の調整
地質調査	補償関係コンサルタント	航空測量
		建築一般
	土木関係建設コンサルタント	建築積算
		電気
		衛生
		暖冷房
		構造
		意匠
		建築積算
		機械設備積算
		電気設備積算
		調査
		地質調査
		土地調査
		土地評価
		物件
		機械工作物
		営業・特殊補償
		事業損失
		補償関連
		総合補償
		河川・砂防及び海岸・海洋
港湾及び空港		
電力土木		
道路		
鉄道		
上水道及び工業用水道		
下水道		
農業土木		
森林土木		
水産土木		
廃棄物		
造園		
都市計画及び地方計画		
地質		
土質及び基礎		
鋼構造及びコンクリート		
トンネル		
施工計画・施工設備及び積算		
建設環境		

別表第一

添付書類	様式番号	申請者の区分	
		県内業者	県外業者
一 測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し		○	○
二 営業所一覧表	別記様式第二号	○	○
三 有資格技術職員名簿	別記様式第三号	○	○
四 希望業務実績調書	別記様式第四号	○	○
五 広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）別記様式第三七号の六の納税証明書		○	○
六 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第九号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		○	○
七 法人：直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人：直前一年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書		○	○
八 法人：登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し		○	○
九 誓約書	別記様式第五号	○	○
一〇 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	別記様式第七号	○	○
一一 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）		○	○
一二 申出書	別記様式第八号	○	○
一三 ISO9001の認証に係る登録証の写し		○	○

その他	機械
	電気電子
	不動産鑑定
	登記手続等
その他	

一四	CPD内訳書	別記様式第九号	○	○
一五	測量系CPD協議会の測量CPD制度における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面の写し		○	○
一六	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における所属技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について建築CPD運営会議が証する書面の写し		○	○
一七	建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における所属技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し		○	○
一八	障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）		○	
一九	広島県公共土木施設災害支援制度における支援団体登録認定を証する書面の写し		○	○
二〇	県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し		○	
二一	広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し		○	
二二	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		○	

注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。○印は提出を必要とするものを示す。ただし、第十二項に定める書類については社会保険等に加え義務がない者又は適法に他の保険に加入している者が、第十三項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが、第十四項から第十七項までに定める書類については学習単位を取得した技術者又は学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十八項に定める書類については注5に該当する者のみが、第十九項に定める書類については認定を受けた者のみが、第二十項から第二十二項までに定める書類については認定又は登録を受けた県内業者のみが、それぞれ提出するものとする。

2 第一項に定める書類のうち各証明書、第五項、第六項、第八項及び第二十項から第二十二項までに定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

3 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント

業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第四項、第七項及び第八項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

4 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前一年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第七項にかかわらず、直前一年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

5 第十八項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第九条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第八条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいい、障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第一項の規定により、同法第二条第一号に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。

また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき障害者の雇用義務がない者で、障害者を一名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。

(別記)

様式第1号

※受付番号

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

広島県知事様

平成 年 月 日

〒

所在地

申請者 商号又は名称

代表者氏名 印

※ 受付 印 欄

平成31年度及び平成32年度において、広島県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。なお、次の項目について誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。
2 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。

01 新規・更新の区分 (1:新規 2:更新) 02 登録番号 80

03 債権者コード (広島県が設定している債権者コード(7桁)を有している場合に記入してください。ない場合は記入しないでください。)

04 法人番号 (法人の場合に記入してください。個人の場合は記入不要です。)

05 法人・個人の区分 (1:法人 2:個人)

06 商号又は名称(フリガナ)

07 商号又は名称(漢字等)

08 代表者氏名(漢字等)

09 郵便番号 (本店)

10 本店所在地市区町村コード (本店)

11 本店所在地(漢字等) (大字以降で番地まで記入してください。)

(ビル名など)

12 電話番号 13 FAX番号

14 Eメールアドレス

15 Eメールアドレス区分 (1:法人用 2:担当者用)

◎県内の営業所に関する事項

16 県内営業所の有無 (県内に営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)



※受付番号

<登録番号> 8 0

22	①競争参加資格希望業務区分	② 直 前 2 年 度 分 決 算		③ 直 前 1 年 度 分 決 算		④直前2か年間の年間平均実績高					
		年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	(千円)					
希望業務実績高	測量										
	建築関係建設コンサルタント業務										
	地質調査業務										
	補償関係コンサルタント業務										
	土木関係建設コンサルタント業務										
	その他業務（上記5業務以外）										
	合 計										

※1 ②から④の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。②・③は千円未満を切捨ててください。④は②・③をもとに四捨五入して記入してください。

2 「22 希望業務等実績高」には、測量・建設コンサルタント業務以外の業務（建設業を兼業している場合は、その完成工事高等）の実績高は記入しないでください。

23	区 分	直前決算時 (千円)			
自己資本額	① (うち外国資本) 株主資本	(			)
	② 評価・換算差額等				
	③ 新株予約権				
	④ 計 (P)				

※ ①～④は千円未満を切捨ててください。

外資状況	1 外国籍会社 [国名: ]
	2 日本国籍会社 [国名: ] (比率: 100%)
	3 日本国籍会社 [国名: ] (比率: %)
	[国名: ] (比率: %)

※ 1若しくは2に該当するとき又は3で比率の合計が50パーセント以上のときは、「1」を設定してください。

24 損益計算書	税引前当期利益 (千円) (S)				
25 貸借対照表	① 流動資産 (千円) (M)				
	② 流動負債 (千円) (N)				
	③ 固定資産 (千円) (Q)				
	④ 総資本額 (千円) (R)				

※ 24, 25に記載する金額は千円未満を切捨ててください。

28 営業年数等	① 創 業	年 月 日
	② 休業又は転(廃)業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	④ 営 業 年 数	(年)

※申請日時点の営業年数(1年未満は切捨て)を記入してください。

26 経営比率	① 総資本純利益率 (S/R×100)				(%)
	② 流動比率 (M/N×100)				(%)
	③ 自己資本固定比率(P/Q×100)				(%)

※1 ①～③は小数点第2位を四捨五入して記入ください。

2 ①～③の比率が9999.9以上の場合は9999.9と、-999.9以下の場合は-999.9と記入してください。

[C]



※受付番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

登録番号	8	0							
------	---	---	--	--	--	--	--	--	--

34 ISO9001取得有無		〔取得している場合は「1」を記入し、していない場合は記入しないでください。 広島県内の営業所が取得している場合に限りです。〕
◎ISOを取得している場合のみ、記入してください。		

35 ISO9001取得年月日									
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↳元号：「昭和→3, 平成→4」

36 障害者雇用の状況	
-------------	--

(広島県内に主たる営業所を有する者のうち、障害者の雇用義務のあるもので雇用割合が法定雇用率以上ある場合及び雇用義務のない者で1名以上雇用がある場合は、「1」を記入し、それ以外は記入しないでください。)

37 地域防災活動への貢献	
---------------	--

(広島県公共土木施設災害支援制度の支援団体の認定(情報収集活動を行う者に限る。)を受けている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

38 社会資本維持管理活動への貢献	
-------------------	--

(広島県アダプト制度の認定(マイロードシステム、ラブリバー制度)を受けている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

39 広島県仕事と家庭の両立支援企業の登録	
-----------------------	--

(広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

40 広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	
------------------------	--

(広島県働き方改革実践企業認定制度において登録されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

41 消防団協力事業所の認定	
----------------	--

(広島県内に主たる営業所を有する者のうち、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

42 協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録	
--------------------------------------	--

(広島県内に主たる営業所を有する者のうち、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合、または、公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合のみ「1」を記入してください。それ以外の場合は記入しないでください。)

43 建設業の許可番号	<大臣・知事コード>				
-------------	------------	--	--	--	--

<許可番号>					
--------	--	--	--	--	--

※建設工事について、広島県の入札参加資格審査申請を行っている場合に限り記入してください。

44 TECRIS業者登録番号									
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※一般財団法人日本建設情報総合センターの運営する「測量調査設計業務実績情報サービス」(TECRIS)の会社コードを記入してください。登録がない場合は記入しないでください。

☆申請事務担当者欄

部署名等	担当者氏名	電話番号	FAX番号	申請事務担当者 メールアドレス	[E]
------	-------	------	-------	--------------------	-----

# 営業所一覧表

※受付番号		〈登録番号〉	8 0
-------	--	--------	-----

※ 県外業者で県内営業所のない場合は、広島県との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。  
 ※ 本店は記入しないでください。

01 営業所番号		02 債権者コード		※「01 営業所番号」について、平成29・30年度の申請時に記入している営業所の場合は、その番号と今回の番号を一致させてください。
03 営業所名称(フリガナ)				
04 営業所名称(漢字等)				05 代表者氏名(漢字等)
06 郵便番号		07 営業所の所在地市区町村コード		※上5桁を記入してください。
08 営業所の所在地(漢字等)				(大字以降で番地まで記入してください。)
				(ビル名など)
09 電話番号		10 FAX番号		
11 Eメールアドレス				
12 Eメールアドレス区分		(1:法人用 2:担当者用)		
13 ISO9001取得有無		(当該営業所において取得している場合は「1」を記入し、取得していない場合は記入しないでください。)		

01 営業所番号		02 債権者コード		
03 営業所名称(フリガナ)				
04 営業所名称(漢字等)				05 代表者氏名(漢字等)
06 郵便番号		07 営業所の所在地市区町村コード		※上5桁を記入してください。
08 営業所の所在地(漢字等)				(大字以降で番地まで記入してください。)
				(ビル名など)
09 電話番号		10 FAX番号		
11 Eメールアドレス				
12 Eメールアドレス区分		(1:法人用 2:担当者用)		
13 ISO9001取得有無		(当該営業所において取得している場合は「1」を記入し、取得していない場合は記入しないでください。)		

広島県税の納税義務について	
---------------	--

※広島県内に営業所等がないなどの理由で、広島県税の納税義務がない場合は、欄内に「広島県税については、納税義務がありません。」と記入してください。

※受付番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

登録番号	8	0					
------	---	---	--	--	--	--	--

/			頁
---	--	--	---

## 有 資 格 技 術 職 員 名 簿

- 1 記入例に倣い、正しく記入してください。
- 2 「氏名」は、営業所（本店又は営業所）ごとにまとめて記入してください。
- 3 「氏名」は、姓と名の間を1文字開けてください。「フリガナ」は1文字開けることなく詰めて記入してください。
- 4 「生年月日」欄の「元」欄には、「明治→1, 大正→2, 昭和→3, 平成→4」を記入してください。
- 5 「有資格区分コード」の欄には、様式第1号 [D] の「30 有資格者数」にある有資格区分コード（詳細は「申請の手引き」にあるとおり）を記入してください。  
「30 有資格者数」と有資格者数とを必ず一致させ、該当する資格を有しない技術職員については記入しないでください。
- 6 資格が五つ以上あって、記入が2段になる場合は、氏名及び生年月日は最上段のみ記入し、2段目からのアルファベットを消し、下段に「+」を記入してください。

営業所等	フリガナ		生 年 月 日				記号	有 資 格 区 分 コ ー ド								実務経験 年月数	
	氏 名		元	年	月	日		年	月								
							A										
							B										
							C										
							D										
							E										
							F										
							G										
							H										
							I										
							J										

・ 下段の空白スペースにページごとの各資格の合計を記入してください。また、最終ページには各資格の総合計を記載してください。

(例)      1 3 7 : 1      2 3 8 : 2



# 誓約書

私は下記の事項について誓約します。

記

## 1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

## 2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。  
・過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

平成 年 月 日

広島県知事 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成31・32年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書受付票

- 1 ※ 商号又は名称 \_\_\_\_\_
- 2 ※ 代表者氏名 \_\_\_\_\_
- 3 ※ 所在地 \_\_\_\_\_
- 4 ※ 希望業務内容（希望する業務に○印を記入してください。）

	測量
	建築関係建設コンサルタント業務
	地質調査業務
	補償関係コンサルタント業務
	土木関係建設コンサルタント業務
	その他

上記の者について、この申請書を受け付けました。

平成 年 月 日

受付番号								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

登録番号	8	0						
------	---	---	--	--	--	--	--	--

收受印

注 「※」印の項目についてのみ記入してください。

# 委任状

平成 年 月 日

広島県知事 様

委任者 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

私は、次の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成33年5月31日まで貴県を相手方とする測量・建設コンサルタント等業務に関する契約について次の権限を委任します。

受任者 所 在 地

商号又は名称

氏 名

## (委任事項)

- 1 業務委託の入札及び見積の件
- 2 業務委託契約の締結の件
- 3 業務代金の請求及び受領の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他業務実施に関する一切の件

# 申 出 書

次の理由により、社会保険・厚生年金保険・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

(社会保険及び厚生年金保険)

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関( \_\_\_\_\_ 年金事務所 \_\_\_\_\_ 課)に問い合わせを行い、判断しました。

(雇用保険)

- 役員のみ法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

平成 年 月 日、関係機関(ハローワーク \_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_ 課)に問い合わせを行い、判断しました。

平成 年 月 日

広島県知事 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

※受付番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

/
---

## C P D 内 訳 書

- 1 記入例に倣い、正しく記入してください。
- 2 県内の営業所（本店又は営業所）に所属する技術者について、営業所ごとに記入してください。
- 3 評価の対象となる学習単位数、認定時間数の合計は999までです。合計が1000以上の場合は999として記入してください。
- 4 同一の技術者が、建設系CPD協議会に加盟する複数の団体のCPD学習単位を有している場合は、いずれか1つの団体のCPD学習単位を記入してください。
- 5 記入が2ページ以降に及ぶ場合は、最後のページに合計を記入してください。

営業所名	氏 名	測量系CPD		建築CPD		建設系CPD	
		学習単位数		認定時間数		証明団体名	学習単位数
合 計							